

# IV-10 歴史・文化

文化財の活用に向けた体制が強化  
世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産の新規登録

## 1. 文化財保護法に基づく動向

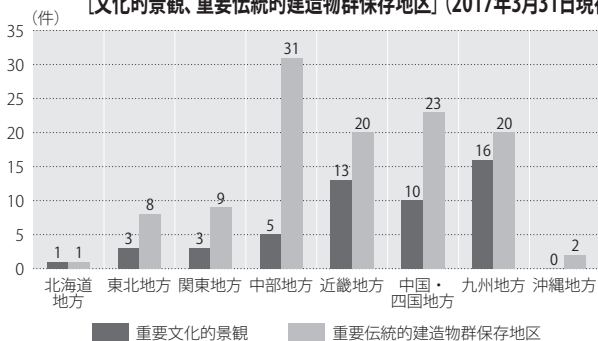
### (1) 選定・登録状況

文化庁では、文化財を「我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」とし、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、保存と活用のために必要な措置を講じている。

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」と定義している。このうち特に観光との関連が強い「文化的景観」と「伝統的建造物群」については、17年3月31日現在、「重要文化的景観」51件、「重要伝統的建造物群保存地区」114地区が選定されている(地方ブロックごとの選定件数は図IV-10-1参照)。

16年度は、「重要文化的景観」として「奥内の棚田及び農山村景観(愛媛県北宇和郡松野町)の1件、「重要伝統的建造物群保存地区」として「名古屋市有松(愛知県名古屋市長区)」、「彦根市河原町芹町地区(滋賀県彦根市)」、「長野市戸隠(長野県長野市)」、「牟岐町出羽島(徳島県海部郡牟岐町)の4件が新たに選定された(表IV-10-1)。このうち、長野市戸隠の取組の経緯については、表IV-10-2の通りである。

図IV-10-1 地方ブロックごとの選定件数  
[文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区](2017年3月31日現在)



※地域区分はP.135参照

資料：文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

表IV-10-2 長野市戸隠の取組経緯

選定までの取組	
平安後期以降	山岳修験の一大霊場として信仰を集め、宿坊や門前町が発達
1960年頃	村営スキー場開設後、急速に観光地化
2003年頃	住民有志が歴史的町並みを地域の魅力として再認識
2005年	戸隠村が長野市と合併
2012年	「戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会」発足。地域の歴史を活かしたまちづくりを住民主体で考える体制の整備
2013年	「長野市歴史的風致維持向上計画」策定(保存地区を含む範囲を重点区域に設定)、伝建制度の活用に向けた保存対策調査の実施
2016年	「長野市伝統的建造物群保存地区条例」策定、保存地区決定

資料：『月刊文化財』(639号)をもとに(公財)日本交通公社作成

## 2. 文化財活用に向けた動向

### (1) 歴史文化基本構想

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想で、各地方公共団体の文化財保護行政に関するマスタープランの役割を果たすこと、また、文化財を生かした地域づくりに資することが期待されている。

文化財は単体で存在しているのではなく、お互いに関連性を持って地域に根差していること、また、文化財を後世に継承していくためには、その価値を分かりやすく伝えることが必要であるという考え方が、歴史文化基本構想策定推進の背景にある。

後述の「歴史的風致維持向上計画」の作成に当たっても、歴史文化基本構想を踏まえ、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われることが望ましいとされている。

17年3月31日現在、52件の基本構想が策定されている。

文化庁では、「文化財総合活用戦略プラン」として、文化財の活用に向けた各種事業を実施しているが(表IV-10-3参照)、「文化遺産を活かした地域活性化事業」内において「歴史文化基本構想策定支援事業」を実施し、歴史文化基本構想の策定、及び改訂に対する支援(補助対象事業に対する文化芸術振興費補助金交付)を行っている。16年度は、48件(継続15件、新規33件)が採択され、策定・改訂に向けた取組が進められた。

### (2) 歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称:歴史まちづくり法)は、現代社会において失われつつある

表IV-10-1 16年度に新規選定された重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

種別	名称	所在地	概要	選定年月日
重要文化的景観	奥内の棚田及び農山村景観	愛媛県北宇和郡松野町	四国南西部の四万十川源流域の山間部を開墾した小規模な棚田群から成る文化的景観	17年2月9日
	名古屋市有松	愛知県名古屋市長区	絞商の豪壮な屋敷構えを特徴とする、絞り染めで発展した東海道沿いの町並み	16年7月25日
重要伝統的建造物群保存地区	彦根市河原町芹町地区	滋賀県彦根市	河川を付け替えて形成された城下町の特徴ある地割りを残す町並み	16年7月25日
	長野市戸隠	長野県長野市	大規模な宿坊群を中心とした戸隠神社の門前町	17年2月23日
	牟岐町出羽島	徳島県海部郡牟岐町	鯉漁の隆盛で発展した徳島南海の島の漁村集落	17年2月23日

資料：文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援することを目的として、08年に施行された。文化財行政とまちづくり行政の連携が目指されており、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管となっている。

市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」に対して国の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づく様々な特別の措置や国による支援が受けられるようになる。

歴史的風致維持向上計画の作成にあたっては、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域、または重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域を「重点区域」として定める必要があり、歴史まちづくり法においても、文化財の周辺における取組であ

ることがポイントとなっている。

16年度は、伊賀市（三重県）、千曲市（長野県）、岡崎市（愛知県）、村上市（新潟県）、広川町（和歌山県）、三島市（静岡県）、大館市（秋田県）、甲州市（山梨県）、湯前町（熊本県）の9件が新たに認定され、17年3月31日現在、62件が認定されている。

### (3) 日本遺産

「日本遺産（Japan Heritage）」は、地域の歴史的魅惑や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもので、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

表IV-10-3 文化財総合活用戦略プラン

事業概要	日本遺産の認定を促進するとともに、地域の文化財群の一体的な公開活用を推進するための情報発信、設備整備等の取組を行う自治体等への支援を継続するほか、地域の文化財群の魅力在海外へ効果的に発信するための事業に対する重点的な支援を実施する。	
各事業名 (補助対象事業)	各事業内容	平成28年度予算 (前年度予算との差)
1. 日本遺産魅力発信推進事業 ・情報発信、人材育成事業 ・普及啓発事業 ・調査研究事業 ・公開活用のための整備に係る事業	地域の歴史的魅惑や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援することにより、地域の活性化・観光振興を図る。 ●補助対象：申請地方公共団体等で構成される協議会（補助率：定額） ●補助件数：35件程度	1,275百万円 (468百万円)
2. 文化遺産を活かした地域活性化事業	伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援することにより、文化振興・地域活性化を図る。	2,160百万円 (13百万円)
I. 地域の文化遺産次世代継承事業	地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及活動、継承、記録作成、調査研究等に対して支援する。 ●補助対象：文化団体等で構成される実行委員会（補助率：定額） ●補助件数：370件程度	1,806百万円 (△63百万円)
II. 世界文化遺産活性化事業	登録された世界文化遺産を活用して地域の活性化を図るため、情報発信、普及、保護活動の取組に対して支援する。 ●補助対象：世界文化遺産が所在する地方公共団体等で構成される実行委員会（補助率：定額） ●補助件数：40件程度	210百万円 (0百万円)
III. 歴史文化基本構想策定支援事業	文化遺産の総合的な活用を図るための「歴史文化基本構想」の策定及び改訂を行うための調査研究・体制整備等の取組を支援する。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：定額） ●補助件数：10件程度	50百万円 (0百万円)
IV. 日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業	地域の観光資源である文化財について、外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい解説の作成や情報発信を行うとともに、情報の多言語化を図る体制を整備するためのモデル事業を支援する。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：定額） ●補助件数：1件 ※文化財の英語解説に当たり必要な視点の整理と具体的な取組事例をまとめた報告書「文化財の英語解説のあり方について～訪日外国人旅行者に文化財の魅力伝えるための視点～（平成28年7月文化財の英語解説のあり方に関する有識者会議）」の内容を反映させることが求められている。	30百万円 (新規)
3. 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業	地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援することにより、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを旨とする。	1,318百万円 (5百万円)
I. 地域文化の振興と国際発信	地域に存する文化財の活用、美術館・歴史博物館を核とする観光振興（ユニークベニューの促進等）及び多言語化による国際発信等の取組を支援する。 ●補助対象：美術館・歴史博物館を中心とした実行委員会（補助率：定額） ●補助件数：80件程度	491百万円 (111百万円)
II. 地域と共働した創造活動の支援	地域へのアウトリーチ活動、ボランティア交流、学芸員等の招へい・派遣、障害者の芸術活動支援、子供を対象とした取組を支援する。 ●補助対象：美術館・歴史博物館を中心とした実行委員会（補助率：定額） ●補助件数：50件程度	423百万円 (△105百万円)
III. 美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業	我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急かつ重点的な分野等の取組を支援する。 ●補助対象：美術館・歴史博物館を中心とした実行委員会等（補助率：定額） ●補助件数：2件程度	400百万円 (0百万円)
4. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業	地域の観光資源である重要文化財（建造物）を健全で美しい状態に回復するための事業や、文化財建造物及び伝統的建造物群の公開活用を促進するために必要な、保存活用計画の策定と便設設備の整備を支援し、文化財建造物等を活用した魅力あるまちづくりを推進する。	670百万円 (△430百万円)
I. 美しい日本探訪のための文化財建造物活用事業	重要文化財（建造物）の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、壁や屋根等の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を、健全で美しい状態に回復するための取組に対して支援を行うことで、観光資源の魅力向上に資する。 ●補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%） ●補助件数：100件程度	200百万円 (新規)
II. 公開活用事業	文化財建造物等を持続的に管理・運営・活用するための保存活用計画の作成を支援するとともに、多言語化等に対応した展示や便益・管理のための施設・設備の整備を支援し、公開・活用の充実を図る。 ●補助対象：文化財の所有者、管理団体、地方公共団体（補助率：原則50%） ●補助件数：50件程度	470百万円 (△630百万円)
5. 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	歴史的に由緒ある史跡等について、整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ、復元、保存・修復等の整備を支援することにより、史跡等の魅力発信につなげ、地域の活性化・アイデンティティの醸成とともに観光振興を図る。 ●補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%） ●補助件数：160件程度	3,679百万円 (1,204百万円)
6. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発を行うとともに、その保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備整備を支援し、両者の一体的な運用を図ることによって、地域活性化とともに観光振興を促進する。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%） ●補助件数：210件程度	525百万円 (1百万円)

資料：文化庁資料をもとに（公財）日本交通公社作成



日本遺産に認定されることで、認定地域の認知度が向上するほか、日本遺産を通じた様々な取組を行うことで、地域住民のアイデンティティの再認識、地域のブランド化、ひいては地方創生に貢献するとされている。

日本遺産の認定にあたっては、国指定・選定文化財を必ず一つは含める必要がある。また、日本遺産には、単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型(ネットワーク型)」の2種類があり、「地域型」での申請に当たっては、歴史文化基本構想または歴史的風致維持向上計画が策定済みであること、もしくは、世界文化遺産一覧表記載案件または世界文化遺産暫定一覧表記載・候補案件を有することが条件となっている。

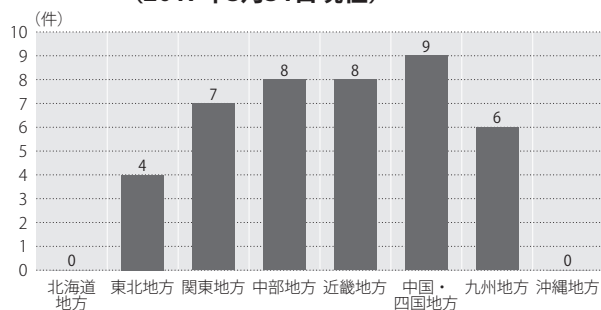
16年度は、新たに19件が認定され(表IV-10-4参照)、17年3月31日現在、37件のストーリーが認定されている(地方ブロックごとの選定件数は図IV-10-2参照)。

文化庁は「日本遺産魅力発信推進事業」を実施し、日本遺産に認定されたストーリーをより効果的に活用するための各種支援(1)情報発信・人材育成、(2)普及啓発事業、(3)調査研究事業、(4)公開活用のための整備に対する文化芸術振興費補助金の交付等を行っている。

16年7月1日に開催された「日本遺産サミットin岐阜」では、認定証交付式を行うとともに、認定自治体の首長らによるパネルディスカッション、文化財を活用した観光振興等をテーマにした座談会が行われたほか、各認定団体がそれぞれのストーリーや地域を紹介する展示ブースを出展した。

17年3月7日には、主に欧米諸国に対する情報発信の一環とし

図IV-10-2 地方ブロックごとの日本遺産認定件数(2017年3月31日現在)



資料：文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成  
 ※地域区分はp.××参照  
 ※複数地域にまたがるものがあるため、地方別の合計は認定件数と合致しない。

て、日本遺産の趣旨や取組内容を紹介する「日本遺産国際フォーラム」が開催され、国内外の旅行・観光関係者、自治体、留学生など400名以上が参加した。「日本遺産による外国人の誘客」をテーマとしたパネルディスカッションでは、外国人に対するストーリーの伝え方や、商品化の手法等について議論が交わされた。

旅行会社各社がホームページ上に日本遺産の特集ページを設けるなど、一部旅行商品化に向けた取組も見られる。

(4)「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」

文化庁は16年4月、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020(以下、「プログラム2020」)」を策定した(詳細はP.187「V-1 国による観光政策」参照)。

文化財は「見られて感動し、その価値を知ってもらって初めて真価を発揮するもの」であるという認識を前提に、全国の文化財

表IV-10-4 16年度に新規認定された日本遺産(2016年4月25日認定)

都道府県	申請者(◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
宮城県	◎宮城県(仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町)	政宗が育んだ「伊達」な文化
山形県	◎山形県(鶴岡市、西川町、庄内町)	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～
福島県	◎会津若松市・喜多方市・南会津町・下郷町・檜枝岐村・只見町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・会津美里町・三島町・金山町・昭和村	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～
福島県	◎郡山市・猪苗代町	未来を拓いた「一本の水路」～大久保利通「最期の夢」と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代～
千葉県	◎千葉県(佐倉市、成田市、香取市、銚子市)	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」 一佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群～
神奈川県	伊勢原市	江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～
神奈川県	鎌倉市	「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～
新潟県	◎三条市・新潟市・長岡市・十日町市・津南町	「なんだ、コレは！」 信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化
石川県	小松市	『珠玉と歩む物語』小松～時の流れの中で磨き上げた石の文化～
長野県	◎南木曾町・大桑村・上松町・木曾町・木祖村・王滝村・塩尻市	木曾路はすべて山の中～山を守り 山に生きる～
岐阜県	高山市	飛騨匠の技・こころ一木とともに、今に引き継ぐ1300年～
兵庫県	◎淡路市・洲本市・南あわじ市	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～
奈良県	◎吉野町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	森に育まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ～美林連なる造林発祥の地「吉野」～
和歌山県	◎和歌山県(新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町)	鯨とともに生きる
鳥取県	◎大山町・伯耆町・江府町・米子市	地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市
島根県	◎雲南市・安来市・奥出雲町	出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～
広島県・神奈川県・長崎県・京都府	◎呉市(広島県)・横須賀市(神奈川県)・佐世保市(長崎県)・舞鶴市(京都府)	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～
愛媛県・広島県	◎今治市(愛媛県)・尾道市(広島県)	「日本最大の海賊」の本拠地：芸予諸島～よみがえる村上海賊「Murakami KAIZOKU」の記憶～
佐賀県・長崎県	◎佐賀県(唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町)・長崎県(佐世保市、平戸市、波佐見町)	日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～

資料：文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

について、観光資源としての戦略的投資と観光体験の質向上による観光収入増を実現し、文化財を「真に人を引きつけ、一定の時間滞在する価値のある観光資源」として活用していくことが目指されている。

「プログラム2020」は、「I.世界遺産や日本遺産、文化芸術活動など、地域の文化資源の一体的な整備・活用、国内外に向けた情報発信(解説・多言語化を含む)への支援」、「II.国宝・重要文化財建造物等の適切な修理周期の実現と、次の修理までの間も美しく保つ美装化等、投資リターンを見据えた文化財への戦略的投資」、「III.人材・体制」の3つの観点から構成されている。

IIについては、「日本遺産」の認定やブランド化等の推進、分かりやすい解説板・案内板作成や多言語化等の支援、歴史的建造物等の「ユニークベニュー」としての利用の推進、文化遺産オンライン等の充実等を掲げている。

IIIについては、国宝・重要文化財建造物等の資産価値を将来にわたり維持していくための適切な修理周期の実現、及び、建造物等を美しく保つための美装化の積極的な実施、修理現場の公開(修理観光)等を掲げている。

IIIについては、地方自治体等の文化財活用事業の支援に際しての観光客数等の指標化や、学芸員や文化財担当者等を対象とした文化財を活用した観光振興に関する講座の新設、文化財の良質な管理・持続的活用を行う「ヘリテージ・マネージャー」の養成や配置に資する取組等を掲げている。17年3月1日より、文化財を中核とする観光拠点形成のための人材育成の取組の一環として、無料オンライン講座「文化財を活用した観光拠点形成」を開講している(表IV-10-5)。

なお、「プログラム2020」の策定を受け、16年度に「文化財総合活用戦略プラン」として実施された各種事業は、17年度は「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」と名称変更され、より観光振興を意識した取組が展開されている(17年度の取組の詳細については、次年度の「旅行年報2018」で扱う)。

表IV-10-5 文化庁講座「文化財を活用した観光拠点形成」概要

【講座名】	文化財を活用した観光拠点形成
【内容】	文化財を活用した観光拠点形成のために必要な視点や体制等のポイントを分かりやすく紹介する
【目次】	<p>■第一部：文化財を中核としたまちづくり</p> <p>1-1：このコースの趣旨・全体像</p> <p>1-2：基調講座：文化財を中核とした観光まちづくり戦略</p> <p>1-3：地域の魅力を一体的に捉え「物語」とするには</p> <p>1-4：いかにして地域をまきこみ計画を立てるか</p> <p>1-5：文化財のマネジメント～史跡等の例を中心に～</p> <p>1-6：歴史都市金沢のまちづくり～半世紀の歩み～</p> <p>1-7：文化財保護と親和性の高い観光地としての仕組みづくり(1)</p> <p>1-8：文化財保護と親和性の高い観光地としての仕組みづくり(2)</p> <p>■第二部：実践・事例編</p> <p>2-1：文化財の保存と活用の均衡(白川村交通対策を事例として)</p> <p>2-2：宿場町における観光客との交流～小さなムラ役場の役割～</p> <p>2-3：ヘリテージマネージャーの育成</p> <p>2-4：インターネット時代に文化財を中核とした観光地をどのように情報発信していくか</p> <p>2-5：観光マーケティングの導入事例 地域の巻き込み方と商品化</p> <p>2-6：近年の訪日外国人の動向と観光施策メニュー紹介(観光庁)</p> <p>2-7：文化庁施策の動向と平成29年度予算について</p>

資料：文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

## (5) 文化庁の京都移転

16年3月22日に決定された「政府関係機関移転基本方針」において、東京一極集中を是正する観点から、文化庁の全面的な京都移転が決定された。

政府内に「文化庁移転協議会」を設置し、地方創生、文化財活用、広域文化観光、生活文化等の新たな政策ニーズに対応するための文化庁の機能強化、東京での事務体制の構築、移転時期、移転場所、移転費用等について検討が進められ、7月には移転に向けた実証実験が行われた。

17年4月からは、京都移転の先行組織として「地域文化創生本部」が京都での業務を開始している。事務局は、総括・政策研究グループ、暮らしの文化・アートグループ、広域文化観光・まちづくりグループの3グループで構成され、地元の地方公共団体(京都府・京都市・関西広域連合)、経済界(京都商工会議所、関西経済連合会)、大学等の協力も得て、30名以上の体制を構築している。

## 3. 世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産に関する動向

### (1) 世界文化遺産

#### ① 「ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—」の世界遺産登録

16年7月10日～17日にかけてトルコのイスタンブールで開催された第40回世界遺産委員会において、「ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—」が、新たに世界遺産一覧表に記載された。本資産は08年～09年、11年の過去2回に渡って推薦書の提出が行われたが、それぞれ「情報照会」、「記載延期」決議となっていた。

本資産は、フランス、アルゼンチン、ベルギー、ドイツ、インド、日本、スイスの全7か国に所在する、全17の構成資産からなっている。日本では、東京・上野に所在する国立西洋美術館が構成資産の一つとなっている。

世界遺産に登録されるためには、申請案件が「顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value、OUV)」を備えている必要があり、その具体的基準が「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている(表IV-10-6)。本資産の場合は、登録基準(i)(ii)(iv)を満たしていると審議決定された。17資産の総体として、近代建築運動の全世界的な広がりを示している点が評価されている。

本資産の世界遺産登録により、17年3月31日現在、日本国内の世界遺産数は全20件(文化遺産16件、自然遺産4件)となった。

世界遺産登録後、国立西洋美術館の所蔵作品展の入館者数は例年の約2倍に増加した。国立西洋美術館では、常設展の夜間開館実施日を増やして混雑緩和など観覧環境の向上を図るほか、夜間開館時の常設展を観覧無料としている。一方、毎月第二・第四土曜日の無料観覧日については、観覧環境の保全及び作品保護の観点から、常設展示室内における写真、動画等の撮影を禁止している。この他、建築の見どころを解説する音声ガイドの貸し出し、建築ツアーの開催回数増加等を行っている。



表IV-10-6 顕著な普遍的価値の評価基準  
(「世界遺産条約履行のための作業指針」より)

(i)	人間の創造的才能を表す傑作である。
(ii)	建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
(iii)	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
(iv)	歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
(v)	あるひとつの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
(vi)	顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
(vii)	最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
(viii)	生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
(ix)	陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
(x)	学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

資料：文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

②「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の推薦取り下げ

「ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—」と同時推薦していた「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」については、第40回世界遺産委員会開催前の16年1月に提出されたICOMOSからの中間報告において、「禁教・潜伏期」に焦点をあてた内容に見直すべきである等との指摘を受けたため、2月には推薦が取り下げられた。

ICOMOSからの指摘を受けて推薦書の見直し作業が進められ、OUVの観点から構成資産が14件から12件に絞り込まれた他、以前は教会堂単体で構成資産としていたのを、教会堂を含む集落全体として捉え直すこととなった。

なお、世界遺産に登録されるためには国内における万全の保護措置の確立も必要となっているが、ICOMOSからの中間報告では、コミュニティの参加による資産の管理システム、危機管理、将来的な来訪者管理に関連して課題があると指摘されている。

7月、本資産は次期推薦案件の候補に再選定され、17年2月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として、世界遺産委員会に再度推薦書が提出された。18年7月に開催される世界遺産委員会において、その登録審議が行われることとなる。

③「富士山—信仰の対象と芸術の源泉—」に対する保全状況審査

第40回世界遺産委員会においては、保全状況審査の対象となっている「富士山—信仰の対象と芸術の源泉—」に対する審査も行われた。

地元自治体と連携し、専門家や地域コミュニティの参画を得て策定された「世界文化遺産富士山ビジョン・各種戦略」及び改訂された「富士山包括的保存管理計画」は、広域の文化的景観における保存管理の問題を抱える地域に対して模範的な

回答となる対策を示すものであるとして、高い評価を受けた。さらに、19年の世界遺産委員会において優良事例として活動の成果を共有するよう要請があり、18年12月に保全状況報告書の提出が求められた。

各種戦略のうち、情報提供戦略については、下方斜面における巡礼路の特定の調査・研究成果を反映した顕著な普遍的価値の伝達を行うため、情報発信の拠点を整備するとともに、ガイド等の育成や効果的な情報提供の方法を定める、としている。

山梨県では、16年6月22日に山梨県立富士山世界遺産センターを開館したほか、15年度から「リバース! 富士講プロジェクト」を推進し、ガイド研修会開催、富士講巡礼の道を紹介するマップ「富士参詣の道を行く」作製等、巡礼路等を活用して構成資産・構成要素等を実際に巡るための様々な仕組みづくりに取り組んでいる。

静岡県では、17年12月23日に静岡県富士山世界遺産センターが開館予定。ほか、構成資産の価値及びその歴史的つながりに対する理解促進につなげるため、16年度から構成資産を含めて富士山麓を周遊するモデルコース設定に取り組んでいる。

④世界文化遺産活性化事業

世界文化遺産に対しても、「文化財総合活用戦略プラン」内において補助事業「世界文化遺産活性化事業」が実施されている。16年度は9件の世界文化遺産で取組が行われ(採択事業件数は13件)、調査研究成果を踏まえたガイドブック作製、多言語に対応したホームページ作製、ガイド養成講座、子供向け講座等が行われた。

表IV-10-7 世界文化遺産の予算措置状況 (千円)

資産名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
法隆寺地域の 仏教建造物	143,613	142,000	75,000	98,069	70,523
姫路城	189,987	137,363	165,248	173,216	38,142
古都京都の文化財 (京都市、宇治市、 大津市)	3,362,490	2,337,085	3,903,136	3,198,448	3,185,303
白川郷・五箇山の 合掌造り集落	199,516	152,397	118,120	158,308	154,599
原爆ドーム	34,420	28,043	13,632	49,391	47,693
厳島神社	21,862	7,332	33,332	64,672	24,866
古都奈良の文化財	69,000	220,000	650,091	111,047	97,256
日光の社寺	3,740	4,623	7,669	7,679	6,465
琉球王国のグスク 及び関連遺産群	643,656	1,119,698	938,146	909,253	876,958
紀伊山地の霊場と 参詣道			783,537		
石見銀山と その文化的景観	468,946	480,158	380,225	387,370	524,356
平泉—仏国土(浄土)を 表す建築・庭園及び 考古学的遺跡群—	298,808	261,557	281,322	167,895	285,304
富士山 —信仰の対象と芸術 の源泉—	-	-	-	22,528	25,649
富岡製糸場と 絹産業遺産群	227,930	228,282	359,865	1,222,334	1,536,749
明治日本の産業革命 遺産 製鉄・製鋼、造船、 石炭産業	85,640	116,970	155,550	167,250	296,430

※1 世界遺産以外の文化財を含む文化財保護措置の予算額 資料：文化庁資料よりJTBF作成  
※2 11年度から15年度の5か年度の予算額の合計

## ⑤各世界文化遺産の予算措置状況

文化庁は、国内の世界文化遺産の保存・管理等の状況について把握するため、所在する都道府県に対し、毎年「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」の提出を求めている。報告された各資産の予算措置状況は表IV-10-7の通り。

## ⑥我が国の暫定一覧表記載文化遺産

17年3月31日時点の我が国の暫定一覧表記載文化遺産は、全9件となっている(表IV-10-8)。

既に世界文化遺産に登録されている「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」は、柳之御所遺跡、達谷窟、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡の5資産の拡張登録を目指し、推薦書の改定作業に着手している。これまでに蓄積した学術情報を整理し、拡張5資産が世界遺産の価値にどう関わるかを理論立て、外国人にも分かるように平易に説明することが求められている。

表IV-10-8 我が国の暫定一覧表記載文化遺産

NO.	遺産名	所在地	記載年
1	古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	1992
2	彦根城	滋賀県	1992
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群	奈良県	2007
4	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県	2007
5	北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	2009
6	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	2009
7	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	2010
8	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	2010
9	平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	2012

資料：文化庁資料よりJTBF作成

## (2) ユネスコ無形文化遺産

## ①「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録

16年11月30日、エチオピアのアディスアベバで開催された無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会で、「山・鉾・屋台行事」が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録された。

既に登録されていた「京都祇園祭の山鉾行事」「日立風流物」の拡張提案という形で、国指定重要無形民俗文化財の33件を構成要素としてグループ化して登録されたものである。

無形文化遺産保護条約は、無形文化遺産を国内的及び国際的に保護することを目的とした条約で、世界遺産は「顕著な普遍的価値」が重要な登録基準であるのに対し、無形文化遺産には同様の基準がなく、世界各地の無形文化遺産の多様性を示すことに重きが置かれている。

今回の登録により、日本国内の無形文化遺産は21件となった。

## ②「来訪神：仮面・仮装の神々」の審査先送り

16年3月に提案をした「来訪神：仮面・仮装の神々」については、条約運用指示書の規定に基づき、審査が先送りされた。

条約運用指示書には、無形文化遺産の登録がない国などからの提案を優先して審査することが定められており、17年の審査

については無形文化遺産登録件数が世界第2位の日本の審査は、17年には行われなかったこととなった。

無形文化遺産保護条約第10回政府間委員会の決議により、各提案国とも、2年に1件の審査が保障されているため、「来訪神：仮面・仮装の神々」は18年に審査予定となっている。

## 4. その他の動向

## ●広島・原爆ドーム、厳島神社が世界遺産登録20周年

16年12月7日、原爆ドーム(広島県広島市)と厳島神社(廿日市市)が、世界遺産登録20周年を迎えた。

広島平和記念資料館の入館者数と厳島神社のある宮島への入島者数は、世界遺産登録後に減少したものの、2000年代半ば以降に増加し、特に外国人観光客の伸びが目立っている。

観光客の増加に伴い、宮島では島内の公衆トイレや外国語の案内表示の不足等の課題が生じている。一方で、過剰高齢化が進み、税収の減少傾向が続いており、財源確保も課題。

こうした状況を受けて、廿日市市では、宮島の環境・観光対策に充てる財源確保を目的として、「入島税」(廿日市市法定外目的税)導入の検討を行っている。

16年11月、市の設置した検討委員会は、島に入る全ての人を対象とする「入島税」と、水族館等の利用者や神社の参拝者に絞る「観光税」の2案を併記した報告書を市に提出した。

市では今後、導入の是非について慎重に判断していくとしている。(IV-6「中国・四国」に関連記事)

## ●京都・祇園の桜ライトアップ中止

27年間続いてきた「祇園白川さくらライトアップ」が、17年は中止となった。観光客増加より事故発生の恐れがあるため、地元住民有志でつくる実行委員会だけでは対応できないと判断された。

90年から京都市が観光事業として白川沿いのソメイヨシノやしだれ桜等約40本のライトアップを始め、06年からは実行委員会の主催となった。毎年3月末から4月初旬にかけての10日間で、昼夜あわせて約30万人の花見客が訪れていた。

近年は特に外国人観光客が増加しており、花見客が滞留しやすい巽橋の上で川への落下事故が懸念されるほか、横断歩道のない通りを横切る等、危険な行為も数多く見受けられていた。

今後、警備等の課題を解決した上で、再開を目指す。

## ●岐阜・白川村でリゾートホテル建設計画進む

岐阜県白川村は、観光客の滞在時間延長等につなげるため、リゾートホテル誘致を進めてきた。

村内の約9,500平方メートルの個人所有地を村がホテル建設予定地として購入し、土地造成やインフラ整備をした上で、16年10月にホテルを建設する共立メンテナンス(東京)に売却された。

白川村には、民宿、旅館等42軒の宿泊施設があるが、宿泊者は年間8万人前後にとどまっており、村は宿泊施設の拡充による宿泊客増加、滞在時間延長を目指してきた。

18年オープン予定のホテルは、宿泊棟、レストラン棟、浴場棟の3棟で構成され、宿泊客数100人規模の計画。(門脇菜海)